

## 預貯金等照会サービス利用上の遵守事項（令和3年12月20日）

（趣旨）

- 1 岩倉市における預貯金等照会サービスの利用及び電子データの管理を適正に実施し、不正利用、個人情報の紛失等を未然に防止するため、この遵守事項を定める。

（利用制限）

- 2 預貯金等照会サービスの利用範囲及び利用者は、次のとおりとする。
  - (1) 利用範囲 国税徴収法第141条の規定に基づく、市税及び国民健康保険税の滞納者の財産調査
  - (2) 利用者 税務課収納グループで滞納処分の業務に従事する徴税吏員
- 3 利用者は、個人情報の保護に関する法律、岩倉市電子情報システムの管理及び運営に関する規程、岩倉市オンライン結合の運用に関する要綱等の規定を理解し、遵守しなければならない。

（用語の定義）

- 4 この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 預貯金等照会サービス 金融機関等に依頼する財産調査について、オンライン結合による電子データの受渡しにより行うサービスをいう。
  - (2) サービス提供者 預貯金等照会サービスを提供する者をいう。
  - (3) 照会データ 財産調査に必要な滞納者に関する情報で、サービス提供者が指定した方法で加工したものをいう。
  - (4) 回答データ 金融機関からの回答で、サービス提供者から送信されるものをいう。

（不正利用の防止）

- 5 USBメモリによる住民情報ネットワークと行政情報ネットワークとの間の電子データの移行は、収納グループ長の許可のもとで行う。
- 6 照会データの送付は、事前に課長の決裁を得るものとする。

（不要となった電子データの削除）

- 7 預貯金等照会サービスを利用するために作成した行政情報ネットワーク（電子決裁を除く。）及びUSBメモリ内の滞納者に関する情報の電子データは、回答データ取込後、直ちに削除する。

（アクセス記録の確認等）

- 8 毎月10日までに、預貯金等照会サービスの前月の利用件数と決裁内容を突合する。
- 9 職員の不正が疑われる場合は、総括セキュリティ管理者にアクセス記録の開示を依頼し、確認する。